

特記仕様書

第1条（総則）

1. 本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」によるものとする。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。

第2条（土木工事共通仕様書の変更・追加事項）

1. 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の【変更】及び【追加】仕様事項は、ホームページに掲載の「土木工事共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

第3条（現場責任者）

1. 受注者は現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（様式第5号）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。
2. 現場責任者はこの契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第二項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
3. 受注者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
4. 現場責任者は現場作業の開始から終了の日の期間はこの業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
5. 現場責任者は現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。
また、専任を要しない請負工事（3500万円未満）の主任技術者として従事する場合は現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

第4条（業務計画書）

1. 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1)業務概要
 - (2)計画工程表
 - (3)現場組織表
 - (4)安全管理
 - (5)主要機械等
 - (6)施工計画
 - (7)施工管理計画
 - (8)緊急時の体制及び対応
 - (9)交通管理
 - (10)その他
3. 業務計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更業務計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない

第5条（安全教育等）

1. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 当該業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
2. 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。

第6条（施工管理等）

1. 作業状況写真は、同一箇所では施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。
2. 完了時には、監督員の確認を受けること。

第7条（除草現場における事故防止対策）

1. 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせて、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
 - ・草刈り機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追随させる。
 - ・歩道の縁石際など草刈り機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は幅の広い防護材を使用する。受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により監督員に提出し、確認を受けなければならない。

第8条（委託の検査）

1. 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

 - (1) 実施工程表
 - (2) 出来高数量表
 - (3) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（数量計算書等）
 - (4) 処分伝票（写）及び引き渡し調書
 - (5) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
 - (6) 各種申請書・許可証、契約書（写）
 - (7) 打合せ簿
 - (8) 作業記録
 - (9) 記録写真
 - (10) 安全訓練等の記録
 - (11) その他監督員が必要と認めた書類

第9条（残土の処理及び処分）

1. 廃棄物の処理が発生した場合には、監督員と協議し承諾を得ること。また、受注者は

廃棄物の処理及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において適正に処理及び処分を行うものとする。

2. 建設発生土の搬出については次に掲げる工事に搬出すること。なお、受入れ側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議する。

発生土	谷内川	谷内川	さぬき川	
搬出箇所名	那賀郡那賀町 小仁宇	那賀郡那賀町延 野	那賀郡那賀町小 仁宇	
運搬距離	5.6km	3.1km	5.7km	

第10条(一般廃棄物の搬出)

1. 除草及びせん定作業により発生する一般廃棄物は、業務着手前に次の資料を提出するものとする。

1. 搬出先(受入れ地)の所在地及び所有者(位置図添付)
2. 搬出先(受入れ地)の現況写真

完了時においては、処分(処理)状況のわかる写真(及び書類(受取伝票等))を提出すること。

2. 運搬時においては、シート被覆等の処理を施し、飛散防止を徹底すること。
3. 処分量は100m²当たり0.1tを計上している。
4. 除草及びせん定作業により発生する一般廃棄物は次に掲げる場所への搬出を見込んである。なお、次の場所への搬出が困難な場合は監督員と協議する。

	草(谷内川)	草(さぬき川)
受入場所	(有)リフレッシュ阿南 阿南市中大野 _シ 谷197	(有)リフレッシュ阿南 阿南市中大野 _シ 谷197
運搬距離	22.8km	22.5km

第11条(本業務の特記仕様事項)

浚渫工及び同様の目的の工事において、施工後に堆砂が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来高確認を行っている部分に限り、監督員の出来高確認記録を当該検査の対象とし、再施工義務の対象外とする。